

令和5年第3回太子町議会定例会（第504回町議会）会議録（第3日）

令和5年6月7日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 2 議案第26号 令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 3 議案第27号 中道跨線橋修繕工事委託に関する協定の締結について
- 4 議案第28号 字の区域の変更について
- 5 議案第29号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第30号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第31号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第32号 太子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 2 議案第26号 令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 3 議案第27号 中道跨線橋修繕工事委託に関する協定の締結について
- 4 議案第28号 字の区域の変更について
- 5 議案第29号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第30号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第31号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第32号 太子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1 番	吉 田 智 子	2 番	山 本 順 久
3 番	玉 田 晶 久	4 番	桑 名 幸 夫
5 番	出 原 賢 治	6 番	森 田 哲 夫
7 番	玉 田 正 典	8 番	中 薮 清 志
9 番	堀 卓 史	10 番	藤 澤 元之介
11 番	首 藤 佳 隆	12 番	北 川 嘉 明
13 番	中 島 貞 次	14 番	清 原 良 典
15 番	松 浦 崇 志		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	田 中 秀 彦	書 記	蛭 井 のり子
書 記	竹 田 早 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	沖 汐 守 彦	副 町 長	榮 藤 雅 雄
教 育 長	糸 井 香代子	総 務 部 長	森 田 好 紀
生活福祉部長	嶋 津 一 弥	経 済 建 設 部 長	松 谷 真 利
教 育 次 長	森 文 彰	財 政 課 長	佐々木 信 人
税 務 課 長	山 崎 将	社 会 福 祉 課 長	肥 塚 馨

(開議 午前10時00分)

○議長(松浦崇志) 皆さんおはようございます。

令和5年第3回太子町議会定例会第3日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年第3回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)**

○議長(松浦崇志) 日程第1、承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。

本案については、5月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)

(再開 午前10時01分)

○議長(松浦崇志) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第2 議案第26号 令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)

○議長(松浦崇志) 日程第2、議案第26号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については、5月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 おはようございます。

歳出の7ページ、8ページで目10の防犯対策費、節18負担金、補助及び交付金で自動録音電話機等購入費補助金がありますが、県の補助と合わせて録音機の購入費を負担すると思いますが、県との負担割合と、どういったものを負担するのか内訳と、あと今後の事業、今年度のみなのかどうか、また3つ目に近隣でもう執り行っているところ、また今回行うところなどがあればお願いします。あと、この購入費につきましては何か条件とありますか、どういった方が対象になるのかの確認をします。

それと、もう一点、社会福祉総務費の節19扶助費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金ですけれども、上乗せして行うと思うのですけれども、ここをピンポイントに上乗せする理由とありますか、どういう思いでやるのかという、この2点をお願いします。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） まず、防犯対策費の自動録音電話機等購入費補助金でございます。

これにつきましては、県の補助割合が2分の1でございます。それから、対象者でございますけれども、町内在住の65歳以上の方を対象とする予定でございます。それから、この事業は昨年度から県が始めまして、昨年1年度の予定で始められたのですが申請が多いので、今年度も引き続き事業があるので今回補正させていただいております。次年度につきましては、何も明確な通知等も来ておりませんので分からない状況でございます。できるだけ今年度に申請をいただきたいと思っていますところでございます。昨年度の事業で手を挙げているところは、近隣ではたつの市がされていると聞いてございます。それから、これは対象の機種がございまして、購入時に注意していただきたいのですけれども、全国防犯協会連合会という組織がございまして、そこが推奨している優良電話推奨目録、こちらに登載のある機種が対象でございまして約60種類の機種が対象と聞いております。ホームページ等でも上げるのですけれども、何分機種の種類が多いものですから購入時に店員の方に対象かどうかの確認もお願いしたいと思っております。

それから、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の1万円の上乗せでございますけれども、国からの重点給付金では3万円でございますけれども、実際にこの物価高騰で影響を受けております住民税非課税の方の生活がかなり厳しい状況にあるということから、今回推奨事業としてさらに1万円を上乗せして行うものでございます。そういった観点から、太子町としてはトータル4万円という施策を決定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑ありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 何点が質問します。

まず最初に、予算に関する説明書の6ページ、歳入のところですが、今回新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が上がっておりますが、これは先ほど嶋津部長が言われたように令和5年度のいわゆる重点交付金を活用するという認識でよいと思うのですが。先ほどの説明で上乗せ分の1万円については推奨事業メニューでと、そういうことでよろしいですがまず1点と、その場合、この事業の実施計画についてはもう既に提出済みなのかどうかについてお答えいただきたいと思います。

それから、あとちょっと細かくなりますけれど、8ページの目7企画費に公共交通事業者運行

支援補助金が上がっておりますけれど、これの内訳についての説明を求めます。

それから、最後に同じく8ページの項1 商工費、エネルギー価格等高騰緊急対策支援金給付委託料となっておりますけれど、この上がっているものは委託料の費用なのですか。参考資料では支援金と書いてあるのですけれども、この金額というのは委託料についての金額ですか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、私から6ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計画でございますけれど、一応計画はもう既に出させていただいてるという状況でございます。

それと8ページの公共交通事業者運行支援補助金のところでございますけれど、内訳としましてはタクシー1台につき3万円という形で22台を想定しております。対象事業者につきましては、富士交通株式会社でございます。

以上です。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 住民非課税世帯への給付金の財源でございますけれども、国施策の重点交付金分で3万円分、推奨事業で1万円分でございます。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） エネルギー価格等高騰緊急対策支援金給付委託料でございます。これにつきましては商工会へ委託すると。そのエネルギー価格高騰に対する補助金も含めて委託するので、このような表現になっております。

○議長（松浦崇志） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 実施計画案が提出済みということですが、その場合交付決定は7月と認識しておるのですけれど、それでよろしいですか。7月に交付決定された場合に、この事業の給付金、給付されるのがいつぐらいになる見通しなのか御説明いただきたいと思います。

それから、公共交通事業者の件は了解いたしました。

先ほどの説明で商工費のエネルギー価格等高騰緊急対策支援金給付に関しては、財源はこれから推奨事業メニューで新たに計画を策定して提出するという、そういうことですか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） エネルギー価格等高騰緊急対策支援金給付委託料、この事業につきましても先ほどの福祉の関係と同様に事業計画にのせて提出をもうしておるところでございます。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 交付金の計画でございますけれど、実際の決定につきましてはこれからされることで、また7月ぐらいに決定はされるものと考えております。実際にお金が入るかにつきましては、まだ未定の状態でございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 最後にですけれど、今回既に実施計画を提出されているということですが、今後もまた提出する機会があるかと思うのですけれど、今後もさらにこの推奨事業メニューについては町で検討して出していくということは考えておられるのでしょうか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 国からの交付金につきましてはの限度額というものがもう既に決められている状況にあります。今のその臨時交付金の額といいますのも、もう限度額を超過している状

況でございますので、今後実施するかどうかというのは国の動向も見ながら考えていきたいと考えております。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

堀卓史議員。

○堀 卓史議員 6 ページの財政調整基金の繰入れが約2,200万円入っていますけれども、今回の補正ではどういう事業に使われますか。

○議長（松浦崇志） 財政課長。

○財政課長（佐々木信人） このたび新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いました事業につきまして、歳出側の予算、所要額を見込みましたところ、きっちり歳入額に合わせた歳出予算を組みますとやはり不用額等が発生すること考えられますので、交付金の交付限度額、そちらを上回る事業費を計上しておりますので、執行率などを見ながら歳出予算を計上しております。そのことによりまして執行がある程度収まりましたら、この財政調整基金の繰入れが縮減されてほぼ均衡するものと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 同じく8 ページの住民税非課税世帯等臨時特別給付金と、それから子育て世帯生活支援特別給付金の件でお尋ねします。

1 つは、6 月でもう既に住民税の課税が確定されたと思いますが、その住民税非課税世帯は昨年度と比べてどの程度増えたのか。当然新型コロナの関係で収入が減ったとかという関係もあると思うので、非課税世帯の増減をお聞きします。

それともう1つ、同じく子育て世帯生活支援特別給付金についても、やはり新型コロナの関係で独り親の低所得者が増えたのかどうかと、今回子育て世帯生活支援の給付金については、最初の提案のときに聞き漏らしたのですけれども、児童扶養手当対象者と、それから子育て世帯で低所得者の方について給付があるのかどうか、その辺を聞き漏らしたのでお尋ねします。

それから、同じく新たに生まれた方の設定期限をいつにしているのか。国では今年2月出生者までが対象とは聞いておるのですけれども、他の市町村では4月1日までとかが対象になるというふうなことも聞いておりますが、太子町の考え方をお聞きします。

それから、2つの給付金についての支給日をそれぞれお尋ねします。

以上です。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） まず、住民税非課税世帯等の昨年度との増減でございますけれども、税務課で抽出していただいた数字で約200世帯増加してございます。

それから、子育て世帯への生活支援特別給付金の中身でございますけれども、大きく分けますと2つに分かれる制度でございます。1つ目が、児童扶養手当を給付されている受給者の世帯でございます。こちらにつきましては福祉事務所において給付することとなっておりますので、太子町の場合は県で給付事務が行われるということでございます。

それから、それ以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯、こちらが給付対象となってきますけれども、対象は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童が対象でございます。障害のある方につきましては20歳までとなっております。

それから、給付の時期等でございますけれども、本日提案させていただいております予算を可決いただいた後に交付要綱を作成いたしましたり、システム改修等を行っていきますので明確に

いつということは現在では申し上げられない状況でございます。できるだけ早く支給できるように努力していきたいと考えております。

それから、申請等でございますけれども、住民税非課税世帯につきましては令和4年度に既に給付いただいているところは返信不要でこちらがプッシュ型で送らせていただきます。給付金を受け取る口座等を変えられる場合には申請が必要になってきます。それから、令和4年度住民税非課税世帯ではなかったのですが、令和5年度に新たに住民税非課税となる世帯の方につきましては、口座情報がこちらにございませんので申請書を出していただく必要がございます。それから、基準日が6月1日としておりますので、1月2日以降に太子町に転入された方、こちらの方につきましては所得情報がございませんので申請書が必要になってまいります。この一番遅い段階に来る転入者の方々につきましては、9月28日までに申請書を出していただく予定にしております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 いろいろ説明いただきましてありがとうございます。

ですから、基本的に予算に示されている2,500万円というのは、あくまでも低所得の子育て世帯のみで児童扶養手当の受給者は入っていないと、あくまでもあれは県ですから、それが1点と。

あと、最初に尋ねたときに、いつ生まれた子までが対象になるのか。国では2月とかとありますけれども、ほかの市町村によってはもっと遅い、4月とかというふうな設定もされておられるところがあるのですけれども、太子町はいつ生まれまでをこの対象としているのかをお聞きします。

それから、もう1つ、給付については国からはできるだけ速やかにと、期限設定はされていないのですけれども、議決後、国としては6月ぐらいには速やかに支給してほしいというふうな要請もありますが、その辺の考え方についてお尋ねします。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 特に子育て世帯への給付金につきましては、もっと早くするという国の通知もございます。そういった中で、今回の物価高騰対策への支援事業を検討する中で一体的に太子町として検討してまいりました関係上、今回6月議会で同時提案で補正予算をさせていただいたというところでございます。

それから、県支給の児童扶養手当につきましては県の事業でございますので、先にデータ等はまだ提出しているところでございます。その分につきましては早期の給付ができるかと思っておりますけれども、新たに令和5年度住民税非課税となった方々につきましては住民税が確定後となっておりますので、どうしてもこういった時期になってこようかと思っております。

それから、対象児童でございますけれども、先行してホームページ等へ上げられておりますたつの市につきましては、令和4年度、住民税非課税により給付金をいただいている世帯、独り親世帯以外の世帯でございますけれども、こちらの対象が平成16年4月2日から令和6年2月29日までに生まれた児童となつてございまして、新たに家計が苦しくなつた令和5年度の住民税非課税世帯、こちらの方につきましては1年遅れで平成17年4月2日生まれから令和6年2月29日までに生まれた児童となつてございます。本町につきましても同様の年代で行くのかどうか、確認はしていないのですけれども、同じような対象児童でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第27号 中道跨線橋修繕工事委託に関する協定の締結について

○議長（松浦崇志） 日程第3、議案第27号中道跨線橋修繕工事委託に関する協定の締結についてを議題とします。

本案については、5月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 中道跨線橋の工事についてなのですが、恐らく本格的な工事をされるのは夜の時間帯だと思いますけれど、完成予定が令和8年3月ですから、これからおよそ3年間工事が行われる中で、この中道跨線橋は子供たちの通学路にもなっていますので、そういう通学路に対してどういった対応を考えられているのか、その辺だけお聞かせください。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 中道跨線橋の修繕工事は3年間、今年度から令和8年度まで長きにわたって工事を行います。工事自体は夜行われる工事が主体ではございますが、伸縮装置の交換とか高欄——転落防止柵——そのあたりの工事の際には車線規制を行いながらの工事というところも出てこようかと思います。その際には交通誘導員を適切に配置して安全を確保するよう工事業者にも指示いたしますし、町としても管理していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 通学路という観点からの説明をお願いします。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 通学路になっておるところでございますが、新たな迂回路を設けるとかではなく、今の現状の歩道を使っていただくと。その際には、安全に配慮するということで工事を進めていく予定でございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 非常に大きな金額で11億円を超える協定をしようとしているのですけれども、参考資料の3ページのところで工事概要が書かれており、何点かお尋ねしますが、再塗装工が

2,000平米余りの数量が上がってるのですけれども、これは単純鋼桁の約28ですか、56メートルぐらいですか、その間の桁の塗装と考えていいのかどうかをお尋ねします、それが1点目です。

2つ目が、高欄の取替工というのが154メートル上がってるのですけれども、施工延長が117メートル余りであるのに対して高欄の取替えが両側で154メートルということは全部取り替える予定ではないと理解していいのかどうか、それが2つ目です。

3つ目に水切りの設置工が309メートルとあるのですけれども、私の理解でいくと恐らく水切りは橋梁の横断面図の左右につくものだと考えるのですけれども、そうすると施工延長が117メートルであれば水切りの設置は117メートル余りの倍、約230メートル余りの水切りの設置工でいいのではないかと思うのですけれども、これが309メートルとなっている根拠といいますか、を教えてください、3点目です。

それから、非常に金額が高いのが気になるのですけれども、この積算については町で標準歩掛かりを使って積算して、プラス委託事務費を加えた金額で積算しておられるのかどうか、4点目です。

最後に、この委託事務費が何%になっているのかというのをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 再塗装工でございますが、主桁の鋼材部でございます。

高欄取替工についてでございますが、これにつきましては取替えが必要な箇所を修繕するということでの計画となっております。

水切り309メートルに対しての230メートル余りでございますが、詳細なものが手元にはないのですが、先ほど仰せの部分と伸縮装置等がございますので、そのあたりの水切りの修繕工事というものが含まれているものと考えます。

それから、積算つきまして町の歩掛かりでやっておるかでございますが、これにつきましてはJ Rに委託しないと工事ができないということでございますので、J Rからの見積りの金額、これがベースとなっております。

それから、委託事務費でございますが、申し訳ございません、今手元にございませんが調べさせていただきますと思います。

○議長（松浦崇志） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時34分）

（再開 午前10時38分）

○議長（松浦崇志） 再開します。

経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 全体額11億4,000万円余りの中の内訳で、附帯経費、監（管）理費として計9,559万円の額が計上されております。約8.4%の事務費と積算上はなっております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 水切りの設置の延長についてよく分からなかったのですけれども、橋梁上部工の両側と、それ以外にどこがあるというふうに言われたのかお聞きいたします。

それから、監（管）理費が9,500万円、これは「かん」というのはどんな字を書くのですか。監督の監なのか、それともたけかんむりの管なのか、そこをお尋ねしたいというのと。

それから、委託事務費なののですけれども、決まってるのではなかったでしたか。5%とか8%と

か、旧国鉄時代のたしか協定であると思うのですけれども、こんな8.4という中途半端な数字ではなかったように記憶してるのですけれど、その辺をお尋ねします。

以上です。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 委託事務費で工事監理ですけれども、皿の監理、監理業務委託なり積算の業務委託、あとそれとは別にたけかんむりの管理、それを合わせた分で約9,500万円でございます。

それから、水切りの部分で伸縮装置——桁と桁の間をつなぐジョイント部分でございますが、その部分にも溝の処理というのがあったかと思います。そのあたりのメートルが入っておるものと考えます。

それから、おっしゃるとおり率計算でこれはいつておるものでございまして、今手元にある金額を足し込んだ割合をお答えさせていただきましたが、J Rが旧国鉄時代からの事務費の割合というのは当然決まっておりますので、それに基づいた事務費となっております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 暫時休憩をお願いします。

○議長（松浦崇志） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時41分）

（再開 午前10時42分）

○議長（松浦崇志） 再開します。

○玉田晶久議員 今すぐじゃなくてもいいのですけれども、事務費の割合を後で教えていただけたらと思います。

それと、現地の高欄を見ますと、随分赤茶けて、もう取り替えなあかんのちゃうかなというような状態に見えるのですけれども、必要箇所の取替えをするとおっしゃったのですけれども、とすると取り替えない高欄もあると考えますと、ケレンして再塗装すると理解していいのかどうかというのをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 中道跨線橋でございますが、定期点検を行っておりまして、中道跨線橋の損傷度というのを調べさせていただいております。それに基づいて、今回中道跨線橋の修繕を行うということでございます。その際の分を基にJ Rに委託して、今回の修繕工事の設計をさせていただいております。ですので、現状に合わせた修繕計画となっておるところが前提ではございますが、使えるところはもちろん先ほど言われましたケレンして再塗装するところ、使えるようであれば使うと、取替えが必要なところは取り替えると。今回設計したときよりも日数はたつてございますので工事の中で再度確認して、補修が必要な状態になっておることが確認されましたら、その部分は工事において対応していくというようなことになろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 先ほどの質問にもありましたが、契約金額が11億4,000万円で非常に多額にな

っております。もちろん距離が非常に長いとか、公共交通のＪＲの敷地内とか、夜にやらないといけないとか、そういう事情は了解するのですが、ただ橋梁長寿命化修繕計画にのっとってという説明がたしか議会初日にあったかと思うのですが、この金額について、この橋梁長寿命化修繕計画の中においてどういうインパクトがあるか、どのように認識されておりますか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 長寿命化計画に基づきまして調査等を行っておるところでございます、この橋の調査におきましては３判定で、５年以内には修繕工事をしないとイケないというような橋に位置づけをされております。ですので、緊急的に工事を行いたいと。それで、ＪＲに委託して１１億４、０００万円という工事費というのがはじき出されてはおるところでございます。今回のこの修繕工事を行いますと、約２０年間もつようにという目標を基に修繕設計をしております。長寿命化を目指して修繕を行っているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 この長寿命化計画につきましては、それを計画的にやることによってトータルのコストメリットがあるとうたわれているわけですがけれども、その当初の計画の中に収まるのかどうか、この大きな金額が。という、そういうふうな危惧でございます。それから、それについてどう思われるかということと、ほかにもいろんな橋梁があるかとは思いますが、その辺とのバランスについてはどうですか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） ほかの太子町内の橋梁につきましては、３判定というものがこの工事を行うことによってなくなるということなのでございますので、今回工事を行うことによって２０年間もつような状態に戻していくということなのでございますので、これが補修できないような状況になるということであれば、もっと大きなお金がかかるということになりますので、長寿命化に向けて整備をしていくというところでございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 まず、契約金額については当然もうＪＲの言わば言いなりの金額になってしまっていると思うのですが、こちらからの金額の折衝等については行っているのか。

それから、この中道跨線橋は近年においても舗装修繕等、何回も議題に上がってきております。そこで、大きな将来的な観点からいって、今、一番東で県が——あれは太子御津線でええのですか——大きな工事をやっていますね。そして、そのすぐ西に、言い方はまずいかも分かりませんが、非常に使い勝手の悪い橋梁が竹広のところにありますね。本当にあれは我々が、年に１回か２回しか通りませんが、非常に通行もしにくい。というのが、実態の橋梁です。それから、その西には立派な東芝南の大きな橋梁、そしてこの中道跨線橋の計４つですか。あの間で４つもの橋梁が２０年もたすや、４０年がたちましたとかというて、本当に必要なのですか。もう少し南地区の住民の方々、また線路から北の住民の方々によく理解していただいて、本当にこの４本の橋梁が要るのかも別の意味で考えていくべきじゃないかと思うのですが、その辺はどのように考えられますか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） ＪＲに委託いたします約１１億４、０００万円の工事でございますが、工事の内容につきましては先ほど申しましたように２０年ぐらいたすためにはどうするか、どういう部材——たくさんの補修の方法とかレベルとか材料、いろいろございます。その中で、どの

ような効果があつて、安価でというようなところ、どこまで補修するかというところはＪＲ側と協議をした中での設計となつてございます。ですので、単価自体はＪＲからの見積りではございますが、中身につきましてはＪＲと町と協議をいたしまして、どのレベルまで修繕していくかというところは計画をした中での工事となつてございます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 後段のＪＲをまたぐ跨線橋についての話でございますが、この中道跨線橋の工事委託、いわゆる契約の締結とは直接的に関連するのではないのですけれども、契約の締結ではないのですけれども、町の考え方はここで申し上げたいと思います。言われるように今後跨線橋として県の施工によって県道の跨線橋ができます。言われるように、４本のＪＲをまたぐ跨線橋ができるということになっております。町の考え方といたしまして、太子陸橋と今回修繕いたします中道跨線橋につきましては、これは必要であるという認識を持つておるところでございます。長金陸橋につきましては今後修繕料がどれぐらいかかるのか、それから必要性については検討してまいりたいので、必ずしも将来的に４本がずっと必要であるという前提に立つて今後も維持し続けるのだということを前提に考えているわけではなくて、あくまでも太子陸橋とこの中道跨線橋については少なくとも２０年、３０年は必要であるということで、このたび中道跨線橋についても修繕をさせていただきます。長金陸橋につきましては今後維持が必要であるかどうかにつきましては、先ほども言いましたその県道の跨線橋との関連も勘案いたしまして根本的に考えていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（松浦崇志） 清原良典議員。

○清原良典議員 頭が悪いのでちょっと把握しにくいのですが、今の副町長の説明の中では、行けるところまで行って——あれは長金陸橋と言うのですか、竹広のところ——本当に大きなお金がかかるようなことになれば廃止もやむを得ないかと、廃止の方向に行くかも分かりませんねと、考えがあると私は取るのですけれども、それは答えじゃないのですけれど、ちらっとそのようには思ったのですけれども、いかがですか。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 検討をしてまいるというところでございます。先ほども言いましたように、この契約とは直接的には関係ないのですけれども、長金陸橋については検討余地があるということで町は認識をしているところでございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第２７号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第4 議案第28号 字の区域の変更について

○議長（松浦崇志） 日程第4、議案第28号字の区域の変更についてを議題とします。

本案については、5月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第28号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時57分）

（再開 午前10時57分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第5 議案第29号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第5、議案第29号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、5月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第29号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時58分）

（再開 午前10時58分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第6 議案第30号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

### 例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第6、議案第30号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、5月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 内容に関してはあれなのですが、改正理由の中でこども家庭庁設置法等の施行に伴う云々とあります。議案3件（議案第30号～32号）につきまして、いずれも「こども家庭庁設置法の施行に伴う」とあります。この場合に、町の所掌としてはやはり社会福祉課が全てにわたって全般を受けるのでしょうか。それとも、一部学校教育法の関係もありますので、一部教育委員会も受けるのかどうか、その辺の考え方についてお尋ねします。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） この条例3件（議案第30号～32号）、こども家庭庁の設置法等の施行という、そういう関連でございます。太子町といたしまして、現在の組織の上ではこの議案第30号も含めまして、この条例の所管は今現在は社会福祉課でございます。今後いわゆる子供に関すること、子育てに関することにつきましては機構改革が必要であろうと考えておりまして、社会福祉課の管轄、また教育委員会の管轄、それらを今年度十分に検討してまいった上で部署をどこにするかについては決定をさせていただきたいと考えてるところでございます。現在、この条例を所管しておりますのは社会福祉課となっているところでございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第31号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第7、議案第31号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、5月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第31号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第32号 太子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第8、議案第32号太子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、5月30日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

6月8日から6月18日まで委員会審査のため本会議を休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、6月8日から6月18日まで本会議を休会することに決定いたしました。

次の本会議は6月19日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午前11時05分）